

株主の皆様へ

株式のご案内

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日までの1年といたします。
定時株主総会	毎年6月
単元株式数	100株
配当金受領株主確定日	3月31日および中間配当を行うときは9月30日。
基準日	定時株主総会の議決権の基準日については、3月31日といたします。その他必要があるときは、あらかじめ公告いたします。
公告方法	電子公告といたします。 【公告掲載ホームページアドレス】 https://www.jimoto-hd.co.jp/ ただし、やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞、仙台市において発行する河北新報および山形市において発行する山形新聞に掲載して行います。

株式事務取扱場所

株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	みずほ信託銀行 株式会社
同事務取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	みずほ信託銀行 株式会社 本店証券代行部

	証券会社等に口座をお持ちの場合	証券会社等に口座をお持ちでない場合（特別口座の場合）
郵便物送付先	お取引の証券会社等になります。	〒168-8507 東京都杉並区和泉2-8-4 みずほ信託銀行 証券代行部
電話お問合せ先		フリーダイヤル 0120-288-324（土・日・祝日を除く 9:00～17:00）
各種手続お取扱店 （住所変更、株主配当金 受取り方法の変更等）		みずほ証券 本店、全国各支店 プラネットブース（みずほ銀行内の店舗）でも取り扱いいたします。 みずほ信託銀行 本店および全国各支店 ※トラストラウンジではお取り扱いできませんのでご了承ください。
未払配当金のお支払	みずほ信託銀行（※）およびみずほ銀行の本店および全国各支店（みずほ証券では取次のみとなります） （※）トラストラウンジではお取り扱いできませんのでご了承ください。 〈未払配当金のお支払に関するご注意〉 支払開始の日より満5年を経過してもお受け取りにならないときは、お支払できなくなりますので、お早目にお受け取りください。	
ご注意	支払明細発行については、右の「特別口座の場合」の郵便物送付先・電話お問合せ先・各種手続お取扱店をご利用ください。	特別口座では、単元未満株式の買取・買増以外の株式売買はできません。 証券会社等に口座を開設し、株式の振替手続を行っていただく必要があります。

お問合せ先

みずほ信託銀行 株式会社

 0120-288-324

上場株式配当等の支払に関する通知書について

租税特別措置法の改正により、株主様に支払配当金額や源泉徴収税額等を記載した支払通知書を通知することとなっております。つきましては、支払通知書の法定要件を満たした配当金計算書を同封しておりますので、2019年分の確定申告の添付資料としてご使用ください。

なお、配当金を株式数比例配分方式によりお受け取りの場合、源泉徴収税額の計算は証券会社等にて行われますので、2019年分の確定申告の添付書類としてご使用いただける支払通知書につきましては、お取引の証券会社等へご確認ください。

株式会社 じもとホールディングス

〒980-0811 仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
Tel.022-722-0011（代表）
<https://www.jimoto-hd.co.jp/>

株式会社 きらやか銀行

〒990-8611 山形市旅籠町三丁目2番3号
Tel.023-631-0001（代表）
<https://www.kirayaka.co.jp/>

株式会社 仙台銀行

〒980-8656 仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
Tel.022-225-8241（代表）
<https://www.sendaibank.co.jp/>